

～ お 知 ら せ ～

かかりつけ医と地域医療支援病院

近年、国は急速な高齢化に伴う医療費の増加や医師・看護師不足に対応し、医療機関の役割分担（機能分担）を推し進めています。

従来の「一つの医療機関が診る」体制から、日常の治療・健康管理はお住まいになる地域の診療所が、より専門的な検査や手術を含めた治療はそれが可能である病院がそれぞれ担う体制に変えようということです。

地域の診療所は一般に「かかりつけ医」と呼ばれ、日頃から健康や病気についての相談を受けたり継続的な診察、投薬を行う、いわゆる「町のお医者さん」です。

当院は千葉市から地域医療支援病院に認定され、かかりつけ医からの「紹介」を受けてより詳しい検査や治療を行ったり救急患者さんの受け入れを行う役割を担っています。

したがって、入院後急性期の経過が過ぎ、病状が回復あるいは一定程度に落ち着いたと判断された患者さんのフォローは積極的に「かかりつけ医」にお願いさせて位いただくことがあります（逆紹介）。このように役割分担が推進され、患者さんを「地域で診る」ことで患者さんの診療待ち時間や入院期間の短縮、医療資源の節約につながるといわれています。

さらに当院では、「かかりつけ医」と連携して患者さんにすこしでも質の良い医療を提供できるように電子カルテを用いたネットワークシステムにより紹介内容のやりとり、当院での画像を含めた検査データや入院中の経過などをお知らせするシステムをご賛同いただいた「かかりつけ医」の皆さんと昨年10月にスタートしました。患者さんを「地域で診る」中核病院の一つとして、その役割を果たすよう努力して参りますが、患者さんにご理解いただくことが最も重要です。よろしくお申し上げます。

「かかりつけ医」を持ちましょう

診療所と病院の機能分担の推進は国の方針です。

すでに相談や診療を受けている地域の「かかりつけ医」がいる方は大丈夫です。いらっしゃらない方は具合の悪い時に相談・受診できる「かかりつけ医」を日頃からお考えいただきたいと思えます。もし、当院を受診される場合は病状などが書かれた「かかりつけ医」等からの紹介状（診療情報提供書）をご持参くださるようお願いいたします。紹介状により医師は的確に症状を把握し適切な医療を行うことができます。

万一、紹介状（診療情報提供書）をご持参されない患者さんには、診療費の他に初診時保険外併用療養費として5,500円（税込）をご負担いただきます。

「かかりつけ医」についてのご相談・ご質問は外来1番窓口にお申し出下さい。

